



主な行動基準

(コンプライアンスマニュアルより抜粋)

基本理念

小田急電鉄は、法令や社内規則・通達などを遵守し、適法かつ適正な事業活動を行います。

【行動の指針】

➤ 法令の遵守

法令とは、法律、政令、省令などを指し、社会の秩序を維持するために当然に守るべきものです。企業は、さまざまな法令を遵守したうえで、事業を行っていかねばなりません。法令違反をした企業は、刑事罰や行政処分、民事責任（損害賠償請求）の追及など、法的な制裁を受けるだけでなく、お客さまからの信頼を失うことにもなります。また、知らないうちに法令に反する行為をしてしまうことのないよう、特に自らの業務に関する法令については、日頃から新聞やニュースなどを通じて知識を習得するようにしましょう。

➤ 社内規則などの遵守

当社には、従業員就業規則、運転取扱心得など、さまざまな社内規則や通達などがあります。これらは、会社の秩序を守り安全を保つため、あるいは効率的な仕事ができるようにするためなど、会社業務が適正に運営されるよう、さまざまな目的から定められています。個人が規則を曲解し、これに反した行動をとると、大きな問題に発展することがあります。日頃から社内規則などに目を通し、内容を十分理解したうえで、自らの役割を的確に果たしていきましょう。

➤ 法令遵守だけでなく

時代がどんなに変わっても、小田急の土台にあるのはお客さまからの信用・信頼であることを忘れてはなりません。当社は2017年に開業90周年を迎えましたが、これからも誠実な企業姿勢を貫き、経営理念であるお客さまの「かけがえのない時とき間」と「ゆたかな暮らし」の実現に貢献していくために、プロとしての高い誇りを持ち、一人ひとりが着実に業務にあたり、先人が築いた小田急の発展の歴史を後進に引き継いでいきましょう。

基本理念

小田急電鉄は、不当な取引制限や不公正な方法による取引は、決して行いません。

【行動の指針】

➤ 優越的地位の濫用の禁止

取引先との関係において、当社が優位な立場にある場合は、当社の要求が不当なものであっても、取引先が今後の取引への影響を懸念して受け入れざるを得ないことになりかねません。このような状況で不当な要求をすることは、独占禁止法や下請法で禁止されており、違反すると課徴金が課せられたり、行政処分を受けることもあります。

また、違反したことにより社名が公表されると「取引先を軽視する企業」、「自社の利益のためなら法令を違反する企業」など、企業イメージが大幅に低下してしまいます。業務や商品の発注に際しては、契約相手との関係を十分把握し、優越的な地位を濫用して不当な要求をすることがないようにしなければなりません。

なお、下請法については、取引先の資本金や委託内容によって適用対象が定められています。無意識に違反することがないように、担当している取引を今一度見直してみましよう。

➤ 取引先との慣れあいの禁止

特定の相手先と取引を続けることによって、相互の理解が深まり、仕事がやりやすくなるなどの利点があります。しかし、長期取引が慣れあいの関係になると、閉鎖的な取引環境になり、顧客ニーズや市場価格からかけ離れた取引や、取引先との不適切な関係などの弊害が生じるおそれがあります。取引先とは、品質、価格、環境への配慮などを総合的に勘案しながら、お互いが自主・自立した透明な関係を保つようにしてください。

➤ 不当表示、不当な景品類の提供の禁止

お客さまに誤認されるおそれのある誇大・虚偽表示（“表示”には、広告やパッケージ、口頭での案内やウェブサイト、電子メールなども含まれる）や過大な景品付販売（抽選など）は、景品表示法により禁止されています。商品やサービスの取引に関連して誇大・虚偽の表示が行われると、お客さまは合理的な選択を阻害され、商品やサービスの内容を正確に判断できなくなってしまう原因にもなります。また、過大な景品類の提供が行われると、景品類に惑わされ、品質や価格を重視した商品・サービスの選択ができなくなる原因にもなります。ポスターの作成、サービスの宣伝、景品の用意などに際しては、このような点についても意識しましょう。

基本理念

小田急電鉄は、過剰な贈答や接待を受けません。

小田急電鉄は、過剰な贈答や接待を行いません。

小田急電鉄は、法令を遵守し、社会的に許されない政治献金や寄付を行いません。

【行動の指針】

➤ 過剰な贈答、接待の禁止

近年、贈答や接待が疑問視され、公正ということに重きが置かれるようになってきていることから、社会通念から外れた贈答や接待を行えば、社会から厳しい目が向けられます。取引先に対して贈答、接待を行う場合や取引先から贈答、接待を受ける場合のいずれについても一人で判断せず、上司の許可を得るようにしてください。また、事前に上司の許可が得られない場合であっても、事後の報告は必ず行ってください。

➤ 公務員への贈答、接待の制限

国家公務員が職務上利害関係を有する者から贈答や接待を受けるといった、国民の疑惑や不信を招くような行為は、法律で禁止または制限されています。また、地方自治体においても、独自の倫理規程を設けているところがあります。このように、官公庁や自治体の担当者への接待は問題となる可能性があるため、原則として避けるべきです。

また、公務員への贈賄は、日本国内だけでなく外国の公務員に対しても厳しく規制されています。安易な考えで賄賂の要求に応じてしまった場合、日本では考えられないような多額の課徴金の支払いを命じられることもありますので注意が必要です。

➤ 違法な政治献金、寄付の禁止

政治や政党とは、健全で透明度の高い関係を保つことが必要です。違法な政治献金や寄付を行ってははいけません。